

# 今から始める! SNS活用術

イマカラ SNS

vol.2  
Facebook 開設



「労働組合のPRにSNSの活用を!」と言われても、どうやって立ち上げるの? 周りに詳しい人いないし...と悩んでいませんか? そこで今回のテーマは「Facebookを開設してみよう!」。イマカラでも大丈夫! さあ、一緒に始めましょう!

SNSとは: Social Networking Serviceの略。代表的なサービスに、Facebook、Twitter、Instagramなどがあります。それぞれの効果的な活用法については、この連載で詳しく解説していきます。

## Step.1 Facebookアカウントを作ろう!

労働組合の団体としてのFacebookページを立ち上げるためには、ページを管理する人の「アカウント」を用意する必要があります。



まずはサイト (<https://www.facebook.com/>) にアクセスしてみましょう。

トップページから「新しいアカウントを作成」を選択すると、「アカウント登録」の画面が出ます。管理者の情報を入れますが、担当者の実名とメールアドレス(業務用でOK)、生年月日と性別を入力してください。人事異動などによる管理者の変更は別の回で解説します。



## Step.2 団体のページを作ろう!

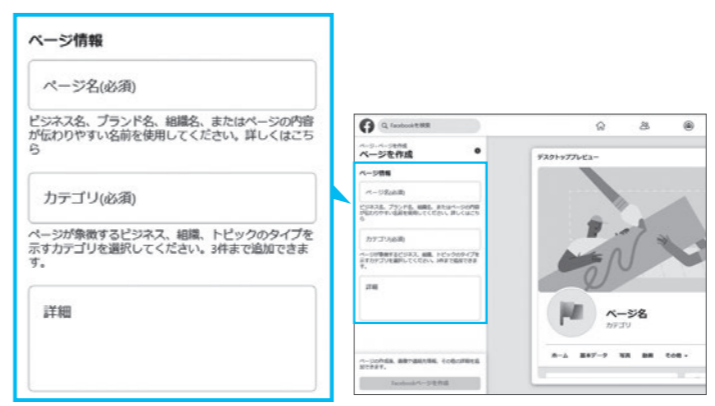
アカウントを作成したらFacebookにログインできるようにします。でも、ここは管理人のページで、団体のページとは違います。

左のメニューから「ページ」を選択して、「新しいページを作成」から団体のページを作りましょう。



「ページ名」は団体名を記載し、「カテゴリ」は業種を入力し、出てきた候補から選択します。「労働組合」というカテゴリもあります。「詳細」には団体の紹介を載せておけばOK!

後からでも変更可能なので安心してください。



おめでとうございます!これで団体のページが完成です!管理人ページの左側メニューから「ページ」を選ぶと団体のページにアクセスできるようになります。



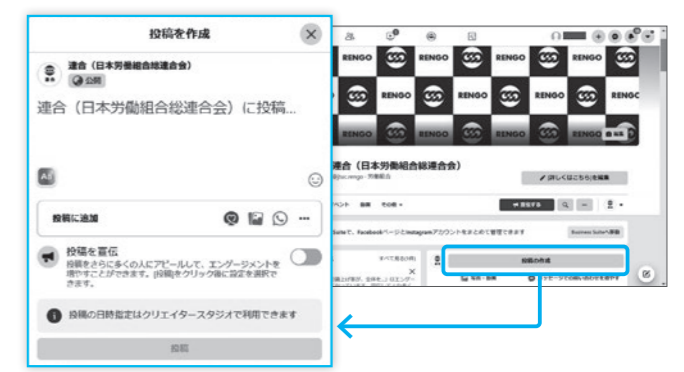
**Tips!** 団体のページ左のメニューから「ページ情報を編集」を選択して、「ユーザーネーム」を登録しましょう! FacebookページのURLが「https://www.facebook.com/ユーザーネーム」になり、わかりやすくなります。そのためシンプルにするのがオススメです。また、団体ホームページのURLも設定できるので、Facebookとホームページをつなぐことができます!



## Step.3 投稿してみよう!

### Case 1 簡単に投稿したい

団体のページを開き、「投稿を作成」を選択すると投稿作成画面が表示されます。文章と画像などを登録して、「投稿」を選択すれば投稿完了です。



### Case 2 投稿日時を予約して投稿したい

Facebookでは、投稿を事前に作成して、発信する日時を予約することができます。団体のページ左側のメニューから「クリエイタースタジオ」を選択すると、ここにも「投稿する」があります。いつもと同じように文章と画像などを登録して、下の「今すぐシェア▼」から「投稿日時を指定」を選択すると、投稿日時の予約が可能です。これで、休日の投稿でも平日に対応できます。



### 今後の掲載予定

- 読まれる文章とは?
- 広告配信とは? 広告の設定手順解説
- ページのアクセス状況をチェックしてみよう
- 構成組織・地方連合会の発信好事例紹介
- 構成組織公式キャラクター座談会 など



IMA 手練れっぽいですが実はSNS歴1年。急に担当になり手探りながら奮闘中!



KARA とにかくやってみる!をモットーに、トラブルもプラス思考でなんのその!

# 今から始める! SNS活用術 特別編

## 選挙運動@SNS



2021年は秋までに必ず総選挙が行われる選挙イヤー。実は選挙運動でもSNSが使えるんです！でも、どのツールをどう使えばいいの？何がOKで、何がNGなのか、わからない…。そんなあなたに[特別編]として「選挙運動@SNS」をお伝えします。

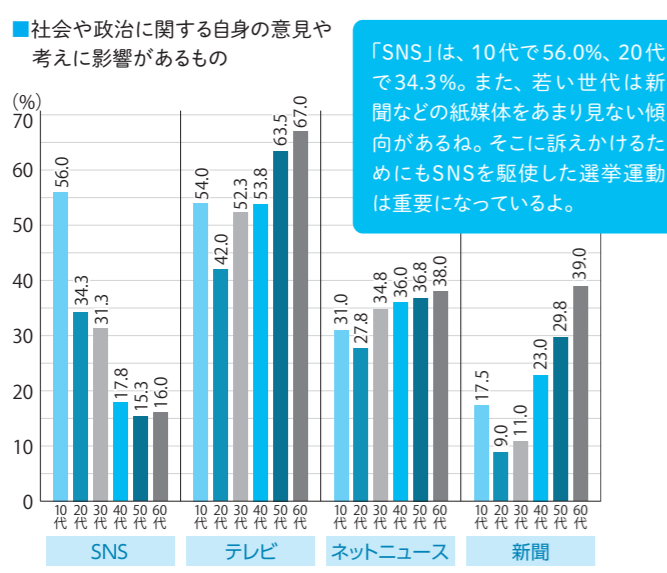
### 1 選挙運動に使えるツールとは？

#### ●インターネット選挙運動解禁

2015年の公職選挙法改正で、ホームページ、SNS (Facebook、Twitter、LINE等)、動画共有サービス (YouTube等)、動画中継サイト (ニコニコ動画等) などを使った選挙運動がOKになりました。ちなみに「選挙運動」とは、「各級選挙での推薦候補者当選に向けた取り組み」と定義されています。

連合調査でも、若い人たちはSNSの利用率が高いという結果に。ぜひSNSを積極的に活用した選挙運動を！

ただし、18歳未満は、選挙運動はできないので注意してね！



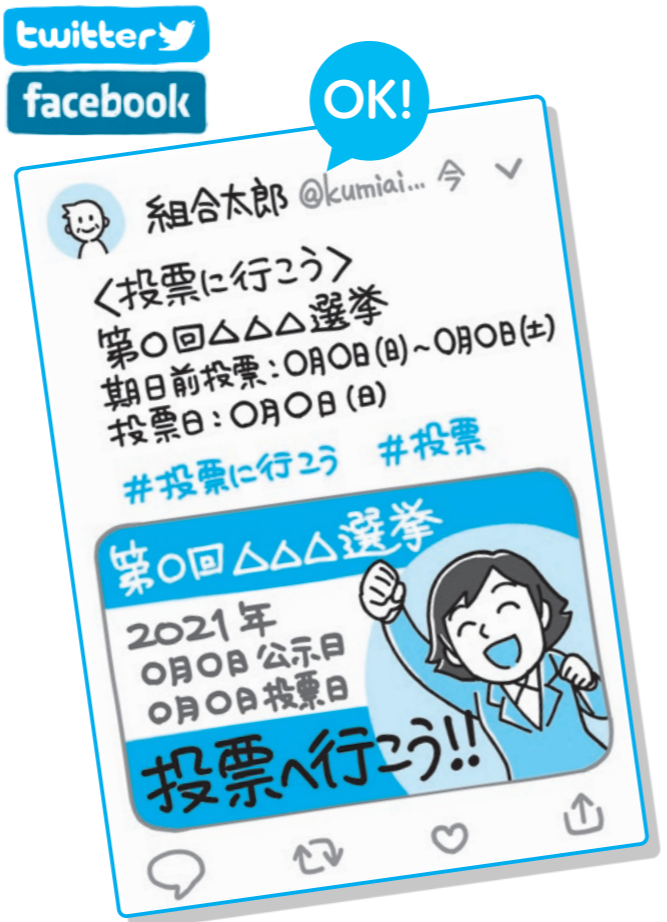
### 2 SNSで何ができるの？

特定の候補者への投票依頼に関する投稿が可能です。

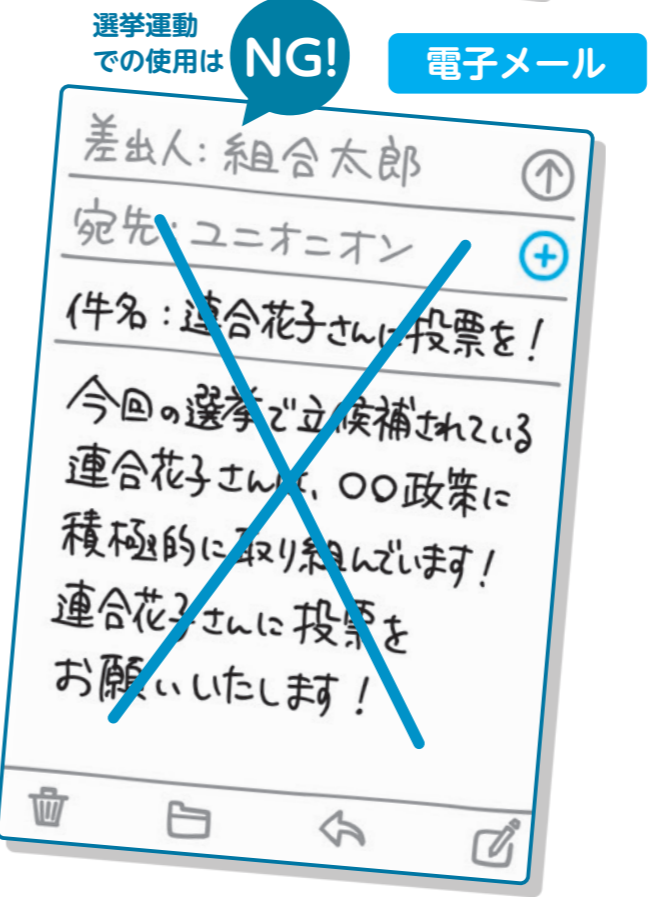
「うっかりNG」をしないように、次の注意点をしっかり頭にたたき込んでね。

#### 投稿にあたっての注意点

- 投稿は、公(告)示後(立候補の届出以降)～投票日前日の23時59分59秒までOK
- 広告配信はNG
- 予約投稿も可能。ただし選挙運動期間内に表示される投稿に限る
- 公(告)示前に投稿する場合は、「特定の人への投票依頼」にならないよう注意! 政策への理解を求める内容とするならOK



特定の候補者への投票依頼ができる! OK! twitter facebook



### イマカラ Q&A

Q1 SNSの代わりにメールを使って投票依頼をしてもいいの？

A1 電子メールを使った選挙運動はNG!

電子メールとは、  
①パソコン・携帯電話・スマートフォンの電子メール、  
②電話番号方式で送るSMS (ショートメッセージサービス)、  
③ウェブメール (Gメールなど) と規定されています。  
でも、LINEやSNSのメッセージ機能を使った選挙運動はOK!

Q2 SNSで「投票に行こう」という呼びかけの投稿はしてもいいの？

A2 公(告)示前でも、投票日当日でもOK!

ただし、公(告)示前と投票日当日は、そこから推薦候補者当選に向けた選挙運動につながるような表現はできないのでご注意ください。

投稿内容は、短く、わかりやすくが鉄則! 難しい言葉を使わないこともポイント!

上手に使えば、選挙運動の可能性が広がります。ぜひチャレンジしてみてください!

